

〈翻 訳〉

エコノミクス
第11巻第3・4号
2007年3月

台湾における貿易政策の変遷

陳 添枝*著／朝元 照雄訳

はじめに

1980年以前に台湾が採用してきた貿易政策は、「輸出産業の奨励、国内産業の保護」という複線的戦略である。この政策のもとで、一方では多くの中小企業を主とする輸出産業を発展させ、他方では大型民間企業と公営企業によって国内市場を独占・寡占させてきた。このような二分化された市場によって輸出超過を築き、巨額の外貨を累積してきた。しかし、中小企業を主とする輸出産業の多くは労働集約の度合いが高く、1980年以降の賃金の上昇によって、輸出競争力の低下を招いた。中小企業は「産業の高度化」を考えているが、国内の大型企業と限られた資金を奪い取るには不利な条件に置かれていた。他方、大型の公営企業・民間企業は、保護政策の下で国内の市場を独占し、競争力が相対的に低いが、資源を拠出する意欲がない状態であった。

1980年以降、政治の民主化は台湾の貿易政策に対して大きな影響をもたらした。それは国内の民間企業が外国（特にアメリカ）政府の力と結合して、国内市場の独占的な局面を打破し、大幅な自由化によって輸入と国内の競争を促したことである。輸入の自由化に伴い、公営企業は国内市場での地位が低下した。他方、民間企業は代替的な役割を果たすようになった。自由化の過程において、大型民間企業の経済活動を主導する力が向上するようになった。同時に、輸入の自由化において、政府は対外輸出への補助を減らし、輸

出市場における中小企業の地位も低下するようになった。

1980年以前、台湾の貿易構造のもとで公営企業、党営企業および少数の民間企業は多くの保護が与えられた(陳添枝, 劉孟俊, 1995年)。これらの企業の多くはライセンスを必要とする業種または重化学産業に所属していた。民主化の進展にライセンスを必要とする業種を開放し、重化学産業での保護障壁が次第に取り外された。自由化の荒波の中で公営企業は独占的な地位を失い、民営化への移行を余儀なくされるようになった。自由化の荒波の中で民間企業は新たに市場シェア獲得の争いが始まった。ライセンスを必要とする産業やハイテク産業に大型企業はチャンスを狙い、参入するようになり、この両者の産業は政府から特別な優遇が得られていた。企業集団は市場での勢力が次第に向上するようになった。

本論の主な目的は台湾の民主化が貿易政策に与えた衝撃、および衝撃の後に台湾の経済構造の変化を考察することにする。

I. 民主化と経済改革

東アジアの経済の急速な発展は、権威主義の政治体制下での政策の決定が速い。それに、政商と気脈を通じない現象によるものと一部分の人々は考えた。しかし、近年の研究では、政治体制と経済発展とは必然的關係が無いことを発見した (Przeworski and Limongi 1993)。アジア NIEs のように、一部分の権威主義体制国家の経済発展が急速的である。他方、フィリッピンのように、権威主義体制国家の経済パフォーマンスが優れない。しかし、民主政治体制下の政府の経済改革を推進する能力について、政治学者たちは疑う態度を抱いた。それは少なくとも3つの理由をもって、民主政治体制下では大幅な改革を推進することが難しいと信じていた。

第1に、経済改革の受益者の人数が多い場合、利益が分散している。逆に、既得権益者が少ない場合、利益が集中している。「集合的行動」(collective action)の理論によると、前者の行動力が弱く、後者の行動力が強い。経済改革に不確定性を加えると、潜在的受益団体の行動力はさらに弱くなる (Fernandez and Rodrik 1991)。

第2に、経済改革は経済利益に再配分をもたらし、受益者と被害者とが競うことによって改革は成功するか否かが決められる。しかし、民主体制下での政策決定メカニズムは、常に被害者により大きな権謀術数を与えることになる。

第3に、政策の決定者は任期など政治的メカニズムの制限を受け、経済改革による利益は直ちに現れず、長い期間をかけないとその成果が見られない。そのために、策定者は改革を考慮する意欲が低下する（Haggard and Kaufman 1994, pp.156-7）。

これら潜在的な改革の障壁があるために、民主政治体制では重大な危機に直面し、改革の力を集結しない場合、経済改革を実現することは難しい。ラテンアメリカ諸国の場合、累積債務の危機、悪性インフレなど大きな問題が発生し、貿易の自由化がようやく推進することができた。

Haggard and Kaufman (1994) の研究によると、危機の洗礼を受けず、1980年代以降の新興民主化国家の経済パフォーマンスが良く、しかも必要とする経済改革を実施してきた。これら権威主義体制から民主化体制に移行した国家は、権威主義時代の経済成長が著しく、現行の政策を支持する団体を集め、市場志向型政策を持続することができた。一部分の国家は権威主義から民主化への移行過程において、政治メカニズムが築かれてきたため、旧来の政策を廃止することなく、持続することができた。

台湾の権威主義時代の貿易政策は「輸出産業の奨励、輸入代替産業の保護」の複線的戦略を採用した。輸出による自由競争支持の企業を上手く取り組み、これらの企業は自由化政策を支持する重要な勢力になった。台湾とアメリカとの二国間協議の中で、アメリカは常に台湾の輸出に制限を加えるという脅迫で、台湾の国内市場を開放する手段として使ってきた。この時、輸出企業はアメリカが市場開放の要求に応じて応援する勢力になっていた。

台湾の輸入代替工業化政策の時に保護された産業の大部分は川上・川中段階産業で、彼らの生産利益は川下段階産業の輸出によるものである。そのために、政府は川上・川中段階産業の面倒を見るが、川下段階産業の輸出競争力を妨害しないことである。台湾の貿易自由化過程に、政府が川下製品の輸入関税を引き下げると同時に川上・川中製品の関税も引き下げる。それ

によって、川下製品の輸出競争力が向上され、国内市場の保護度合いの減少を補うことができた。そのために自由化支持の勢力を集結することができた。

台湾の貿易自由化のうち、大きく衝撃を受けたのが川上産業で、その多くは公営企業や党営企業である。彼らが民主化の過程において政治力が次第に低下し、自由化の犠牲者になった。民間企業の被害者の救済について、政府はライセンスの市場を開放し、それに参入することを認め、経済改革への抵抗力を減少させた。たとえば、石油化学産業は貿易の障壁が減少した後、政府は民間企業にナフサ分解・石油精製の参入を認め、製品の中国大陸への販売を認め、新たに市場の利益を得ることができた。このパッケージ(packaging)によって、民主化で弱い勢力になった政府が必要とする改革を推進することができた (Haggard *et al.* 1995, p.21)。

台湾政府の自由化の推進過程において、自由化の順序 (sequencing) を重要視し、改革への抵抗力を減少させた。銀行、保険、証券などの自由化過程の中で、先にアメリカの企業に開放した。それはアメリカからの圧力には誰もが抵抗することができないからである。その後、国内企業に開放した。そうすると、市場を寡占した既存の企業は、市場開放に反対する正当な理由に欠けることになる。公営企業が独占していた通信、石油などの市場は、先に国内の民間企業に開放し、その後、外資企業に開放する順序を採用し、民間企業の歓迎と支持を得ていた。

学者の間では経済改革の速度は、「速くすべきだ」あるいは「遅くすべきだ」との議論があった。経済の改革を「速く促進すべきだと主張する」(bang-bang reform) 学者は、改革を速くすると、経済制度を速い速度で最適な水準に近づき、直ちに効果が表れ、改革の力を集結することができると考えていた。彼らの主張によると、緩やかな改革の効果はよくなく、反対の声を招きやすく、そのために改革が中途半端で終わることになると危惧する (Murphy, Schleifer and Vishny 1992, Wijnbergen 1992)。

他方、「緩やかな改革を主張する」(gradualism) 学者は、改革を急いで実施すると社会の調整費用を高めることになり、被害を受けた選挙民が集結して反対し、改革の成果を収める前に中断することになると反論する (Dewatripont and Roland 1992)。

台湾の貿易自由化過程において、政府は明らかに緩やかな改革の戦略を採用してきた。そうすると、調整のコストおよび改革に反対する勢力を低減することができると思っていた。タバコ・酒市場の開放過程において、先に部分的に（アメリカの）タバコ・洋酒の輸入を開放し、高い関税障壁を保持していた。その後全面的にタバコ・洋酒の全面的な輸入を開放し、関税率を次第に引き下げて台湾産のタバコ・洋酒の対応に必要とする期間を提供した。外国為替管理の過程において、先に、海外送金の管理を解除し、その後国内送金の管理の解除を行った。先に、直接投資の制限を減少させ、その後間接投資（portfolio investment）の制限を緩やかにする。先に、域外金融（offshore banking）の取引を開放し、その後域内金融の取引を開放することも緩やかな改革のケースである。

台湾の経験によると、このような緩やかな改革のテンポが顕著な経済利益を収められる場合、自由化の推進力を持続的に集結することができると考えていた。もし経済利益を収めることができない場合、政府は適時に改革のテンポを中断し、非適切な改革による民間の不満を避けることができると考えていた。台湾政府は保守的であるが、穏健な改革のやり方を採用することは、民衆の不満を招くことがなく、与党が過去の40年間に経済発展の成果に民衆の信頼を勝ち取ったことによるものである。1980年代半ば以降、経済成長率は緩やかになったが、依然として中ぐらいの成長を維持していた。

民主化の政治体制の最大の弱点は、政治権力が分散し、政策の決定が多元的であるがゆえに、策定が緩やかで政策の間には一貫性が欠けている可能性が存在する（Haggard *et al.* 1995, p.23）。

民主化以降、台湾の政策決定の中心は立法院（国会に相当）であるが、立法の効率性は低く、民衆の不評を招き、多くの改革を推進することができない。幸い、貿易の自由化において、アメリカ政府による大きな圧力が加えられ、緊急性のある自由化議案は立法院では優先的に、急速な処置を得ることができた。最も重要なことは、権威主義体制下で実施された「管理経済政策」は公営企業および党営事業に独占的に市場の地位を与え、このような地位によって生まれてきた莫大な利益は、民間企業にとっては望んでいた対象になっていた。そのために、民間企業は立法院の力を通じて「特権打破」の呼

び声とアメリカによる市場開放要求の圧力を結合させ、抑え込むことができない自由化の推進力になっていた。

II. 民主化と貿易政策の変化

1980年以前の台湾の貿易政策は、一言で言えば、一方では輸出産業の奨励で、他方では国内の重化学産業を保護していた。輸出奨励の政策的道具は、営利事業所得税の減免(15%の輸出所得の免税)、営業税の免除、原料の輸入に支払った関税および貨物税の輸出時の払い戻し、政府の専門案件に輸出の低金利融資などである。輸入保護についての主な政策的道具は、高関税、輸入審査などが含まれた。そのほかに、1960年以降に政府は「投資奨励条例」を実施し、特定の産業に一定期間(5年間または4年間)の営利事業所得税の免除または減価償却加速の優遇を与え、奨励の条件には輸出比例の要求を常に付け、または国内で製造されていない新興産業を指定していた。

1981年に台湾政府は「投資奨励条例」を修正し、産業の輸出奨励および輸入代替の複線的戦略を変え、「戦略性産業」(戦略産業)の奨励を加えるように改めた。いわゆる戦略産業とは、「二大、二高、二低」で、市場潜在力が大きい、産業連関効果が大きい、付加価値が高い、技術水準が高い、エネルギーの消費度合いが低い、環境汚染の度合いが低いなどの6つの基準を指す産業である。このような原則に基づいて、台湾政府はR&D(研究開発)の支出を奨励の対象にし、省エネ機械設備への投資に減価償却の加速計上の優遇措置を提供した。輸出奨励の営利事業所得税の減免、輸出時の関税払い戻し制度は引き続いて実施していた。

このように中小企業が輸出を担当し、大型企業が輸入代替産業を独占していた戦略は、1980年初頭に破綻を見せるようになった。貿易収支の巨額黒字は貨幣供給の圧力になり、政府に経済の自由化を促し、1984年に兪國華内閣は「自由化、国際化」の施政方針を提示した。1985年に世界的不況の衝撃を受け、それに第十信用合作社(信用組合)の「金融の嵐」を加わり、台湾経済の不況を引き起こした。

台湾政府は「経済革新会議」を開催し、経済発展の新しい方向を求めるよ

うになった。「経済革新会議」では輸出拡張と輸入代替の複線的戦略の不適切が指摘され、「経済の自由化、国際化」が主張されるようになった。複線的戦略によって築いた巨額の貿易黒字は、事実上、台湾の貿易の自由化を推進した最大のパワーである。

1984年以降、政府は関税率を大幅に引き下げ、非関税貿易障壁を減少させた。関税について、1984年の名目平均関税率は30.8%（実質平均関税率の負担は7.97%）、1997年に平均名目関税率は9.8%（実質平均関税率の負担は3.41%）に減少させた。非関税障壁について、「輸入可」の関税項目が増加し、輸入審査の要求を減少させた。関税率の低減と同時に輸出時の関税払い戻し制度が次第に取り消され、輸入と国内販売の企業に受ける関税の差別待遇が緩やかに減少するようになった。

1986年に台湾では最初の反対党（民主進歩党）が設立され、後には立法院（国会に相当）で確実に反対議席が獲得され、立法院は「形式的な審議」という印象から変化するようになった。立法院が政府の政策決定の核心的機構になった。1991年に「法統」（中華民国が中国大陸も統治している虚構の構造）の代表である中国大陸で選出された立法委員（国会議員）が一斉に退任し、立法院が全面的に改選され、立法院では企業界の発言力が大幅に増大するようになった。1986年以降、台湾はアメリカ政府の「市場開放」の要求および立法院からの「特権打破」の二重の圧力の下で、ライセンスを必要とする多くの業種を次第に開放するようになった。それは航空、銀行、保険、証券、通信などの分野である。それによって、公営企業や少数の民間企業によって独占されていたライセンス事業が、寡占から完全な競争の局面を迎えるようになった。アメリカの圧力および貿易のアンバランスによる危機感が結合され、貿易自由化が加速するようになった。

国内市場の開放は外資の投資制限の緩和が含まれていた。1987年に日系商社に国内の貿易業、小売業（デパート、量販店、コンビニエンスストアなど）の投資を開放し、外資による自動車投資の輸出比率制限を取り消すようにした。これらの市場開放の措置は、多くの日系資本が台湾のサービス業市場に進出するようになった。彼らは台湾の企業集団との資金提携で、小売業で市場の優勢な地位を得るようになった。もともと分散し統合されていない伝統

的な雑貨屋は次第に淘汰され、企業集団の傘下に入り、全面的にチェーン加盟店になった。台湾政府の自動車産業への投資緩和、自動車の輸入関税の低減も国内の自動車産業の競争を加速させ、優勝劣敗の結果が顕著に表れるようになった。

政治の民主化以降、立法院（国会）では貿易政策の策定権力が増えたが、行政部門による対外的（アメリカ）に行った自由化への承諾は、立法院でのボイコットが少ない。台湾の立法委員（国会議員）は各地域で選出されたが、台湾の国土が狭く、産業が分散されていたため、各地域では顕著な産業別利益はなく、立法委員は「故郷のため」に産業の利益を勝ち取る圧力がない。毎回、行政部門が立法院に提出する関税低減に関する法案（「輸入関税税則」の修正案）は、スムーズに通過した。一部分の農産品の輸入開放措置に立法委員からの質疑があり、農民に補償および高齢者生活に保障の提供が要求された。かつて、立法院も行政部門が農業を犠牲にし（農産品の輸入開放）、工業部門による貿易アンバランスの問題を解決することに抗議した。逆に、行政部門は立法院の民意を上手に利用し、アメリカの圧力に対抗した。たとえば、アメリカ政府による機動的に関税を低減する要求や行政的命命による貿易干渉の要求について、台湾の行政部門は数回にわたって拒否した。これらの措置は、国会の承認を得ないと、執行上の障害になると表明した。

輸入代替工業化期間に、政府で育成された幼稚産業の多くは公営企業や党営企業である。民主化のあと、これらの企業は開放と競争の政治的ターゲットになり、政策上の優遇を受けることができなかった。1986年以降、石油化学、鉄鋼などの「幼稚産業」の保護水準は大幅に低減するようになり、輸入品との競争の圧力の下で曝されるようになった。

1990年に台湾政府は30年間も実施した「投資奨励条例」を廃止し、その代わりに「産業高度化促進条例」を公布した。産業高度化促進条例はかつての特定産業の奨励方式を改め、機能別の奨励を採用し、R&D、公害防止などの投資を奨励の対象にした。「産業高度化促進条例」では輸出部分の所得(15%)の営利事業所得税の減免優遇を廃止し、特定産業の投資に「4年間や5年間の免税」の優遇措置も取り消された。1989年に輸出時の低金利融資措置が廃止された。しかし、「4年間や5年間の免税」の優遇措置は、企業による大き

な圧力の下で1995年の法令修正時に、「重大投資事業」などの奨励の対象になった。これらの「重大投資事業」の大部分は輸入代替産業であり、投資額が大きく、資本集約度合いが高い。「重大投資事業」のほかに、新竹科学工業園区のハイテク企業のみが持続的に「4年間や5年間の免税」のタックス・ホリデーを受けることができ、これらのハイテク企業は台湾の新興企業集団である。

台湾の国内市場の開放および企業集団の発展に沿って、台湾政府は市場の競争行為に規範を加える必要があると考えた。1991年に立法院(国会)で「公正交易法」が通過し、談合、価格操作など公正競争に害を与える行為に節制を加えることができるようになった。

1993年に立法院で「貿易法」が通過し、貿易政策の執行に始めて法的な根拠を持つようになった。貿易法のもとで台湾政府は「貿易調査委員会」を設けて、反ダンピングおよび輸入救済案件の調査を担当するようになった。輸入自由化以降、貿易障壁が低下するようになり、反ダンピングは国内の企業が求める貿易保護の新たな道具になった。貿易調査委員会が設けられた以降、多くの反ダンピングが調査された。その大部分は国内で寡占的地位を占める企業から提出されたものである。

1994年以降、台湾はGATT加盟の二国間交渉を行った。26のGATT会員国から二国間交渉の要求が提出され、アメリカ、日本、EU諸国などが主要な貿易相手国である。二国間交渉の過程において、論議が最も多いのが農産品のほかに、自動車と洋酒である。自動車について、まず、台湾政府は数量配分方式でマレーシアから小型車の輸入開放を承諾し、GATTの正式加盟以前に実施され、北米およびヨーロッパを除く地域での自動車の輸入禁令を打破した。その後、それに続いて同じ方式で韓国車および日本車の輸入を承諾した。最後のアメリカとの二国間交渉の時に、自動車の輸入関税を現行の30%から20%に下げ、後にEUとの交渉時に関税を17.5%に減少することを承諾した。洋酒について、台湾は煙草・酒の公売制度を廃止することを承諾し、関税および物品税で輸入の煙草・洋酒に徴収した「公売利益」に変え、GATT加盟以降に民間企業の酒造りに参入できるように開放した。GATT・WTO加盟のため、台湾の農業部門は自由化を受けるとにした。

1995年に連戦内閣は「アジア太平洋オペレーションセンター」構想を提出し、自由化の分野を商品からサービス業に拡大した。そのうち、最も優れた成果をあげたのが通信業の自由化である。台湾政府は電信局が経営していた通信事業部門を中華電信会社に改組し、民間企業にポケベル、携帯電話などの業務の経営を開放した。民間企業が積極的に参入した結果、通信部門の投資が大幅に増え、外国の設備供給企業は台湾の市場にスムーズに参入するようになった。通信市場の開放過程において、国内の企業集団と多国籍企業が結合して、国内市場の奪い取りに熾烈な争いが見られ、政府は利益の配分によって均衡を保つようになった。

III. 輸入管理の低減

台湾は輸入製品に厳しい管理があり、「税関輸入税則」の規定によると、輸入商品には禁止、制限、輸入可の3つの大分類に分けられる。いわゆる「禁止」の分類とは、いかなる状況でも輸入ができない商品のことを指す。「制限」の分類とは、特別な許可がない限り、一般的な状態では輸入ができない商品を指す。「輸入可」の分類とは、原則的に輸入が認められている商品のことを指す。戦後初期、「制限」分類の商品が多く、その後は次第に減少し、「輸入可」分類の商品が相対的に増えた。しかし、「輸入可」分類の商品も完全に制限を受けず、自由に輸入することができることを意味していない。政府はこの分類の商品にもさまざまな形式の管理があり、それらの管理措置が台湾の非関税貿易障壁の主な内容を構成していた。

台湾政府は「輸入可」の商品の管理は、次のいくつかの種類に分けられた。(1)公営事業の輸入に限る、(2)製造企業の輸入に限る、(3)輸入地域の制限、(4)関係部署の輸入同意文書などの添付が必要である。

そのうち、「公営事業の輸入に限る」の目的は、公営事業の製品に対する輸入による競争を排除することであり、公営事業が国内市場での独占的地位を保障することである。この規定は公営事業が独占した石油、砂糖、肥料などの産業に適用する。

「製造企業の輸入に限る」の規定の目的は、貿易商の輸入を排除し、商品が

消費の用途に流れないことを確保する。そのほかに、製造企業の輸入に限るとは、輸入数量の管理がしやすく、国内生産の原料が不足時の補填に輸入品が使われ、原料の製造企業との競争に至らないことである。

「輸入地域の制限」の目的は2つある。その1は、特定貿易相手への優遇で、貿易選好 (trade preference) である。たとえば、リンゴの輸入地域はアメリカに限り、朝鮮人参の輸入は韓国に限るなどである。その2は、純粋な貿易保護の作用である。たとえば、小型自動車の輸入は北米と西欧諸国に制限し、家電製品の輸入は日本以外の地域に制限する。その目的は日本製品との競争を排除し、国内の産業を保護することである。

「輸入同意文書の添付」の規定は、携わる関係部署が多く、たとえば、中央政府の工業局、商品検査局、農業委員会、環境保護署、衛生署、台湾省政府の糧食局、鉱物局、農林庁、公営事業の中国鋼鉄公司、煙草・酒公売局、中国石油公司などはかつて輸入同意文書を発行する権限をもっていた。「輸入同意文書の添付」の目的は同一ではなく、ある時は産業の保護の理由に基づくものである。鉄鋼製品の輸入の場合、中国鋼鉄公司の輸入同意文書を得ることが必要である。その意味は、中国鋼鉄公司が供給できない製品の場合に輸入が認められる。七面鳥の肉、牛肉などの輸入の場合、農業委員会の輸入同意文書を必要とする。輸入時に国内の農民の利益に影響を及ぼすことがない場合、農業委員会は輸入同意文書を発行する。原則的にいえば、各種の管理形態は輸入地域の制限のほかは、一種の輸入数量制限である。しかし、台湾政府は配当数量を明記せずに、必要状態を見て、自由に裁量を下していた。

前に述べた管理範囲内の製品でなくても、一般的に言えば、国際貿易局(以下、国貿局)から「輸入同意文書」の発行を経て、輸入が認められる。これらの輸入同意文書の大部分は形式的な管理であるが、実質的な管理は依然として存在する¹⁾。国貿局は必要に応じて如何なる製品の輸入同意文書の発行を停止することができ、弾力的に輸入制限の目的を達成することができる。1980年代以降、輸入同意文書の発行が煩雑で、国貿局はようやく一部分の非敏感的な製品の輸入の荷為替業務を担当する銀行に権限を与え、輸入同意文書を発行させた。その後、輸入同意文書の免除の製品項目が次第に増え、「輸入同意文書」の管理が次第に緩やかになった。しかし、1992年に台湾の GATT

表1 分類別製品における貿易自由化の状態

単位：%

製品分類別	1984		1989			1997		
	輸入制限 比率	審査 比例	平均 関税率	輸入制限 比率	審査 比例	平均 関税率	輸入制限 比率	審査 比例
1. 動物製品	1.5	82.7	27.3	15.8	81.7	24.8	13.0	5.2
2. 植物製品	-	-	22.3	1.9	83.2	18.8	6.5	3.6
3. 動植物油脂	-	-	13.5	1.2	82.6	9.4	4.1	0
4. 調理食品	11.5	88.2	34.7	8.7	48.4	28.8	11.1	8.8
5. 鉱産品	0	51.4	3.4	2.2	42.2	1.9	1.3	13.0
6. 化学品	3.0	96.6	6.7	2.6	33.6	4.3	3.5	2.6
7. 合成樹脂製品	0.5	99.8	6.7	2.3	18.9	5.2	0.5	0.8
8. 皮革・製品	0.5	16.7	4.9	5.6	36.4	3.4	0	0
9. 木材・製品	0	20.1	6.9	0	2.2	3.3	0	0
10. 紙・製品	1.8	67.1	7.0	3.1	15.7	5.1	0	0.4
11. 紡績品	0	100.0	12.0	0.2	2.4	9.8	0	0.1
12. 装飾品	4.4	95.6	10.3	0	0.6	6.4	0	0
13. 非金属鉱物	0	57.1	12.6	0	0	8.8	0	0
14. 宝石	0	100.0	2.1	0	34.6	0.5	0	0
15. 基本金属	1.1	98.9	9.5	0.1	12.5	6.9	0.1	0.1
16. 機械・電機	1.2	91.1	8.9	0.1	17.3	6.4	0.1	0.1
17. 輸送機械	0.9	99.1	17.7	1.3	73.5	13.8	0	19.3
18. 精密機器	0.2	98.9	6.4	0	35.7	4.3	0	0.1
19. 武器	100.0	0	2.1	68.4	31.6	2.1	0	95.2
20. その他製品	2.0	65.7	8.8	0	5.8	6.1	0	0.1
21. 芸術品	1.5	98.5	1.8	0	20.0	0	0	7.1
平均関税	30.8		12.5			9.8		

(注) 1989年から輸出入製品分類の変更 (HS 分類) のため、1984年と1989年の分類は完全に対応していない。1984年に掲載された動物製品の分類は事実上、農産品全体の分類(動物製品、植物製品および動植物油脂)である。

(出所) 『進出口産品分類表』および『海關進口税則』の計算による。劉孟俊氏の提供。

加盟の申請文書 (BOFT 1992) によると、当時は34.7%の製品に輸入同意文書の申請が必要であり、そのうちの7.7% (699項目の製品) は国貿局の輸入同意文書の発行が必要であった。

表1は1984～1997年のHS分類製品による名目関税率および輸入制限の変化を示したものである。表によると、1984年の平均名目関税率は30.8%で、1989年は12.5%であり、1997年は9.8%である。各分類製品のうち農産品の関

税率が最も高く、平均関税率は20%以上であり、この分類の製品も輸入制限および輸入同意文書の管理を受ける。しかし、一般的に言えば、1984～1997年の輸入制限の比率は大幅に減少し、調理食品（加工食品）を例とすると、1984年に88.2%の製品は輸入審査を経ないと輸入ができないが、1997年に輸入審査の比率は8.8%に減少した。しかし同時に、台湾政府は一部分の敏感な農産品を新たに「輸入制限」の項目に入れたため、輸入制限比率は逆に増えた。砂糖は輸入制限から審査管理に変え、輸入の可能性が増えたが、基本的には依然としては台湾糖業公司の一社の独占的な局面である。

工業製品について、関税率は1984～1997年の間に減少を見せ、輸送機械を除いて、1997年の平均関税率は10%以下になった。工業製品は輸送機械、化学品および武器類を除いて、審査対象の製品比率は1%以下に減少した。皮革・皮革製品、木材・木製品、装飾品、非金属鉱物、宝石などは完全に輸入ができ、輸入審査を必要としない。紡績品、基本金属、機械、電機製品、精密機器などの輸入審査の製品項目は0.1%以下である。特に突出したのは、輸送機械の輸入審査の比率であり、依然として19.3%に達した（1984年は99.1%）。その主な目的は、国内の自動車・自動二輪車（オートバイ）の保護である。そのほかに、武器類の大部分は「輸入制限」から「審査管理」に変え、この分類の審査比率が逆に増えた。

全体的に言えば、1984年に台湾が「経済の自由化、国際化」のスローガンを打ち出し、1990年にGATT加盟の申請の提出期間に、貿易の自由化の内容は関税率の低減を主とした。1990年以降、関税率の減少幅が緩やかに、貿易の自由化は輸入管理の緩和が主軸になり、特に輸入審査の免除が最も注目された。この期間の輸入の自由化を経て、貿易政策は「管理経済」の色彩から完全に離れ、貿易政策の道具は純粋に産業保護の用途である。農業部門のほかに、工業部門のうち保護された産業は自動車業、家電業および紡績の川下産業である。

輸入管理方式のうち権威主義体制の貿易運営方式を最も反映しているが、輸入同意文書制度のほかに、公営事業が輸出入で演じる役割である。GATTの規程の中で公営貿易商社に特別な規範を収めていた。台湾では独占的に輸出入を行う公営貿易商社はないが、中央信託局は一部分の商品に独占的な権

表2 公営機構の輸入に限る製品 (1980年)

製品の名称	輸入機構	1999年時点の状態
枸杞, 当帰, 干し棗	中央信託局	国貿局の認可
椎茸, 金針菜	中央信託局	輸入自由
干し(塩)タコ, イカ, オレンジジュース	中央信託局	国貿局の認可
銀の半製品	中央信託局	輸入自由
煙草・洋酒	公売局	国貿局の認可
塩 (海塩, 精塩)	公営企業 (台塩)	国貿局の認可
ガソリン, 軽油	公営企業 (中油)	不変
ナフサ	公営企業 (中油)	国貿局の認可
硫安, 尿素	台湾省糧食局	不変
砂糖	輸入制限 (台糖のみが輸入)	国貿局の認可

(出所)『中華民國進出口貨品分類』。

力を持っていた。

表2は公営事業が輸入していたいくつかの商品である。表から分かるように、枸杞、当帰、干し棗、椎茸、金針菜など中国大陸を主な輸入源とする農産品、干し(塩)タコ、イカ、オレンジジュースなど、国内の農産品と高い競争性を持つ農産品は、中央信託局の輸入に限られていた。そのほかに、銀の半製品も中央信託局の輸入に限られた(金の延べ棒は中央信託局、貿易商のライセンスを持つ貴金属販売(銀楼)業者または認可された生産事業の輸入に限られた)。これらの製品は敏感的であるが、大きな経済利益がなく、中央信託局に独占的輸入権を与えたのは市場の独占の目的ではなく、政府の管理がしやすいためである。それに、政府機関が購入する国外の製品は、中央信託局を経て輸入の手続きを行うが、これは行政的に管理しやすいためであり、市場運用上の特別な考えではない。

表2は煙草・酒は公売局の輸入に限り、塩は台湾塩業会社の輸入に限ると例をあげているが、この両者は専売制度の名残である。台湾の煙草・酒専売制度は、アメリカの大きな圧力の下で次第に解体するようになった。1987年から台湾政府はアメリカ製煙草・洋酒の輸入を開放し、その後はヨーロッパ製および日本製の煙草・洋酒の輸入を続けて開放した。しかし、国内の煙草・洋酒の市場は依然として公売局の一社の独占的な局面である。台湾のWTO加盟交渉の中で、煙草・酒専売制度を全面的に取り消し、民間企業の酒造り

を開放すると承諾した。現在、輸入の煙草・洋酒に徴収した「公売の利益」も全面的に税制の一本化にまとめ、関税（輸入税）および煙草・酒税（国内税）によって代替するようになった。この項目の調整は煙草・酒の関税が大幅に低減し、煙草・酒税は WTO で掲示された内国民待遇の原則に則して、国産および輸入の煙草・洋酒に適応するようになった。

洋酒は台湾の WTO 加盟交渉で争議になった品目であり、議論の焦点は税率の高さである。煙草・洋酒の輸入交渉において、国内企業の声が聞こえない。それはこの分野では民間の企業が存在しないからであるが、一部分の民間食品業者は酒造り事業（特にビール）に参入する意欲があった。

そのほかに、ガソリン・軽油は中国石油会社の輸入に限られた。その法的根拠は動員勦乱時期の「台湾地区ガソリン及び軽油管理弁法」（1953年）によるもので、この弁法では民間企業はガソリン・軽油の輸入、精製または販売が禁じられた。その目的は中国石油会社に完全な独占的地位を与え、石油の品質管理がしやすいことにある。

中国石油会社は台湾国内の石油の供給を独占した。しかも、ナフサ（ナフサ分解装置の原料）を一社で輸入する権利があるため、中国石油会社はナフサ分解製品を独占した。中国石油会社がナフサ分解装置で生産したエチレン、プロピレンなど製品の配分権を政府は掌握し、民間の石油化学業者の生産能力をコントロールした。権威主義政府は重要な生産原料を掌握することによって、製造の秩序を保つことができると信じていた。

民間大手の石油化学業者の台湾プラスチック会社（FPC、台塑）は、1972年から政府に絶えず陳情し、自社にナフサ分解工場の設置を要求したが、政府から拒否され続けていた。1986年以降、政府は石油化学製品の輸入自由化を開放し、国内の石油化学業の寡占地位が動揺するようになった。中国石油会社が計画していた第5ナフサ分解工場の工場建設に、住民の強い反対を受けるようになった。国内の石油化学製品の供給に不足の心配が生じ、台湾政府は台湾プラスチック会社に「第6ナフサ分解工場」の設置を認めた。

当初、政府は台湾プラスチック会社に石油化学原料の生産のみを認めたが、生産過程で産出した石油は中国石油会社に必ず転売することであった。しかし、民間企業の影響力が増え、それに企業の海外直接投資ブーム以降、台湾

における産業の空洞化の危機に直面した。政府は企業を台湾に引き留める「根（企業の根幹）は台湾に残す」政策によって、台湾プラスチック会社は最終的には石油の自社製造・販売の許可が得られた。台湾プラスチック会社は中国石油会社と対抗する初めての民間石油精製企業になった。その前に、中国石油会社が独占した石油の小売市場が打破され、政府は1987年に民間企業のガソリンスタンドの設立を認めた。既に民間企業のガソリンスタンド業者が存在したことで、中国石油会社による供給源の独占的な局面は挑戦を受けるようになった。台湾政府は台湾プラスチック会社から石油の販売を禁じて、民間のガソリンスタンド業種による石油の輸入自由化の開放要求は早かれ遅かれ必ず来ると考えていた。

台湾政府の石油の自由化戦略と煙草・酒の自由化戦略が異なっている点については、前者は国内競争を開放し、その後に国外の競争を開放したことである。石油と煙草・酒との自由化戦略の比較からは、国内外の利益と圧力の相違を反映したことが分かる。石油について、国内業者には大きな潜在的利益があり、国内の圧力が大きい、国外の潜在利益が小さく、圧力も小さい。中国石油会社は長期的にアメリカの石油会社との協力関係があり、原油の供給や原油の採掘のいずれも利益共同体で、アメリカ政府は台湾政府に石油の輸入を開放する圧力を加える理由がない。この点は煙草・洋酒市場の状態と逆である。

表2の公営企業の輸入に制限する製品は硫酸アンモニア（硫安）、尿素などの肥料であり、台湾省糧食局の輸入に限られ、輸入された後に各地の農会（農協に相当）を通じて農民に統一的に販売された。これは台湾肥料会社および少数の民間肥料製造企業の独占的な地位を保障することである。肥料の独占は世界では稀なケースであり、台湾の肥料の独占は「肥料米穀交換制度」と重要な関連をもっていた。政府は肥料供給の独占的地位を利用し、国際市場の相場よりも肥料の価格を高くして、農民が生産した米穀との交換を通じて課税の目的を達成した。1973年に「肥料米穀交換制度」は廃止されたが、台湾肥料会社による肥料の生産を独占した局面は変わっていない。

台湾の農民が使用した肥料は硫安および尿素が最も多く、糧食局が輸入権を独占し、国内の企業（台湾肥料会社以外に、中国化学会社と高雄硫安会社

が生産)を保護していた。台湾肥料公司是最大の企業(市場シェアは約50%)のほかに、同時にアンモニア水の輸入独占の権利を持っていた。アンモニア水は硫酸と尿素を生産する必要な原料であり、台湾肥料公司在原料をコントロールしたことは、必然的に国内の主な肥料の生産量をコントロールしたことになる(陳添枝, 王文娟, 謝美華, 1989年)。

表2に掲載された最後の商品は砂糖である。砂糖は輸入制限分類に分けられた稀な製品であり、正常な状態では輸入ができない商品である。特殊な状態が発生し輸入が必要とする場合、台湾糖業公司在輸入を行うことである。かつて、砂糖は台湾の主な輸出製品であるが、現在では国際競争力が低下し、輸入制限措置は台湾糖業公司を保護するほかに、国内のサトウキビ栽培の農民を保護することになる。民主化以降、台湾国内の菓子業者は絶えず台湾糖業公司の独占的な地位に挑戦し、台湾糖業公司の糖質が低く、価格が高く、業者は政府に砂糖の輸入自由の開放を要求した。しかし、台湾糖業公司是サトウキビ栽培農家を後ろ盾にしたため、砂糖の「輸入制限」商品としての地位は現在に至っても動揺していない。

これは一般的な民主国家の共通な現象であり、企業の力が如何に大きくても農民が貿易政策での地位を揺るがすことは難しい。農業が発達したアメリカでも、サトウキビ栽培農家に対して高度な保護を提供している(Krugman and Obsfeld 1996)。

政府が公営企業を輸入管理の1つの手段にすることは特に珍しいことではないが、台湾政府が民間企業に独占的に輸入権を与えることは稀である。しかも、政府は小麦、大豆、トウモロコシなど大口物資の輸入権利を関連する精製加工同業組合のメンバーに与え、他の企業の参入を排除した。小麦粉同業組合のメンバーは小麦の輸入の権利を得ることができた。

この同業組合の連合輸入措置は1969年に始まり、その目的は大口物価価格の安定を維持し、小企業による市場価格への混乱を避けることにあると政府が主張する。連合輸入制度の下で、同業組合は主管の經濟部(経済省)に輸入計画の日時、数量を申請し、特定された海運会社に輸入を委託する。連合輸入制度の下で同業組合が輸入を独占し、経済的差額を稼いだ。ある時には在庫分を騙し、船便の輸入遅滞の方法で大口物資の価格を煽ってつり上げた。

1986年以降、自由化の潮流の中で、大口物資の輸入業者はアメリカ供給商の利益共同体の關係を利用して、台湾の外交に交渉の労を取り (Baldwin, Chen and Nelson 1995)、台湾のためにアメリカによる農産品開放の圧力を緩和し (Li 1994)、そのために持続的に存在することができた。

この制度の下で、アメリカは台湾の大口物資90%以上の輸入市場を占めていた。1991年に台湾では「公正交易法」が通過し、連合輸入の行為は法令にしたがい、公平交易委員会 (公正交易委員会) の審査が必要になった。公平交易委員会は連合輸入による「輸入の原価を低減し、在庫分の消耗、資金の焦げつきおよび利子の負担が減少でき、購入時のリスクが減る。貿易時にトラブルが発生した場合でも、交渉能力を増やすことができる」(公平交易委員会の1996年10月11日付公報) のことを理由に、連合輸入の行為を継続的に実施することができると認めた。しかし、同業組合の企業がそれぞれの連合輸入組合別に組織し、新たな企業の加入は排除することができないと要求された。大口物資連合による独占的な局面が遂に部分的に打破された。

IV. 関税の低減

台湾の輸出超過額が拡大し、1975年から台湾は関税率の低減措置を講じるようになった。1979年から台湾とアメリカとの貿易交渉が進められ、アメリカの圧力の下で絶えず関税率を引き下げた (Chen and Liu 1997)。1979年から1992年の14年間に「税関輸入税則」を11回も修訂し、関税を免除した製品は733項目で、関税率を引き下げた製品は1万6303項目であり、平均名目関税率は、1982年の31.0%から1991年末の9.7%に減少した。同期間の実質関税率の負担は7.6%から5.0%に減少した (經濟建設委員會『經濟年報1995年』, 362-363ページ)。

1992年から GATT は台湾の加盟申請案を正式に受理した。GATT 加盟による入会交渉の駆け引きの運用上、一時的に一方的な関税の減少を停止した。1995年7月に政府が「アジア太平洋オペレーションセンター」計画の推進に合わせて、再び「税関輸入税則」を修正し、758項目の貨物税率を減少させた。それによって、平均名目関税率は8.6%に減少し、平均実質関税率の負担

表3 歴年関税の引き下げ

会計年度	税則修正		柔軟的関税の調整	
	減税項目	免税項目	調整回数	調整項目
1972	242	39	2	18
1973	415	-	4	27
1974	94	4	13	103
1975	273	2	12	33
1976	44	11	8	20
1977	-	-	7	17
1978	159	4	4	9
1979	996	16	7	266
1980	432	21	8	466
1981	1,604	23	8	207
1982	-	-	6	120
1983	106	5	10	225
1984	281	2	9	194
1985	1,058	35	5	52
1986	777	28	3	30
1987	1,699	15	7	1,702
1988	3,313	154	1	5
1989	-	-	2	709
1990	4,545	155	1	75
1991	-	-	3	87
1992	1,492	279	2	83
1993	-	-	4	47
1994	-	-	5	303
1995	-	-	5	303
1996	725	33	4	208
1997	-	-	6	220

(出所) 経済建設委員会の資料

表4 歴年の平均関税負担率
(単位：%)

年別	関税負担率
1980	8.13
1981	7.45
1982	7.27
1983	7.72
1984	7.97
1985	7.74
1986	7.79
1987	7.02
1988	5.76
1989	6.28
1990	5.40
1991	4.98
1992	5.12
1993	4.99
1994	4.75
1995	4.22
1996	3.58
1997	3.41

(注) 関税負担率=関税所得÷輸入額、暦年度で計算。

(出所) 財政部統計處編『中華民國財稅統計年報』各年版および財政部統計處編『中華民國台灣地區進(出)口統計月報』各月版。

は4.2%に減少した(表3と表4)。

表3はBTN関税分類制度による歴年の関税率の引き下げ状態を示していた。関税率の低減には2つの手段があり、1つは立法の手続きを通じての「税関関税税則」の修正で、1つは行政命令を通じて柔軟的に関税率の引き下げである。前者は永久的に関税構造を変化させるもので、後者は一時的に関税率を減引き下げ、緊急時の必要に応じたものである。

表3から分かるように、1970年代は台湾の輸出の大幅な成長時期であるが、政府による関税率の調整幅は小さい。台湾政府が大幅に関税率を低減したのが1979年の台米交渉以降からであり、アメリカの圧力の下で1979年、1981年、1985年、1987年、1988年および1990年に大幅に関税率を低減した。そのうち、1988年に3567項目の製品関税(154項目は免税を含む)を減少させ、減税幅は45%に達した。それに、1990年に4700項目の製品関税(155項目は免税を含む)を減少させ、減税幅は20%に達し、注目を浴びた。

1992年にGATTは台湾の入会申請案を正式に受理し、台湾は自ら1771項目の製品関税(そのうち、279項目は免税)を引き下げた。1992年以降、台湾は入会の二国間交渉のために、自ら関税の引き下げを停止した。1995年7月に、「アジア太平洋オペレーションセンター」構想が始まり、再び関税率を引き下げた。

関税率の引き下げ幅から言えば、1980年代後半の調整幅は1980年代の前半の調整を超えた。それは1984年に台湾政府が提示した「自由化」のスローガンは、貿易保護で確実に実施されてきた。アメリカ政府の圧力は台湾の関税率引き下げの主な推進力である。しかし、台湾自身では「輸出拡大、輸入代替」の複線的戦略を実施したため、貿易収支の累積黒字が拡大した。固定為替レート制度の下で、貨幣供給の圧力(過剰流動性の発生)を形成し、潜在的なインフレの危機を生み、それも台湾政府が関税率を引き下げる原因になった。

1986年に貿易収支の累積黒字が最高値に達し、国民総生産(GNP)の21%に達した。国内外の圧力の下で、事実上、政府は大きな選択がなかった。台湾が民主化の初期において、企業集団の勢力は輸入自由化の過程では大きな役割を果たさなかった。しかし、輸入自由化が上手く推進された最も重要な原因は、大型企業が輸入自由化に抵抗しなかったことである。多くの開発途上国の輸入自由化の過程によって国内では大きな抵抗勢力があったが、台湾の場合は明らかに違っていた。

台湾が「輸出の拡大、輸入の代替」の複線的戦略の下で育成された大型企業の大部分は輸入代替部門である。その製造品は川上・川中段階の生産材料を主とし、これらの企業は川下段階の輸出企業とは明らかに共生的な現象が

見られる。政府は高関税で彼らを保護しているが、輸出時の税金払い戻しの関係があることで、その保護の度合いに制限を受けた。最も重要なことは、国内で製造した材料の価格が国際価格よりも高く、川下企業の輸出競争力に不利益が生じた場合、政府は輸入品の開放を要求した。

川上・川中産業から言えば、有意義な保護措置は輸入制限で非関税保護ではない。しかも台湾の最も主な輸入制限の大半は権威主義体制の後期（1988年以前）に廃除され、そのために大きな抵抗を受けることがなかった。例えば、大企業が多く存在した石油化学産業は1980年以前に輸入制限の保護を受けて成長することができた。しかし、1980年以降に第2次石油危機の影響を受け、川下製品（人造繊維、合成樹脂製品）の輸出に不具合が生じ、強いられて政府は石油化学製品の輸入開放を認めた。国内の石油化学産業の生計を維持させるために、政府は石油化学産業の川上企業と川下企業の「生産販売の協調」を主導し、川下企業に合理的な価格範囲内に、国内製品を優先的に購入させた。それに従わない場合は、輸入した石油化学原料に高い関税が徴収された。1986年に「経済の自由化」のスローガンで「生産販売の協調」は取り消され、石油化学製品は関税の保護だけが維持された（Chen and Ku 1998）。業者からの反対の声があったが、権威主義政府に対しては圧力にならなかった。

権威主義体制政府の強権的なやり方は他の輸入代替産業の保護でも見ることができた。1960年代以降、日本製テレビの輸入が禁止され、1986年に突如解除された。台湾のテレビ業者は対応が間に合わなく、大型家電企業が奮起して反抗したが、政府の強権的なやり方には対抗することができなかった。輸入制限を宣言したビデオデッキは明らかに「幼稚産業」と見られたが、1986年にはその輸入を開放した。業者は政府に騙され、その投資の元本が回収できないと恨んでいた。同時に、台湾政府も自動車産業の投資を開放し、それによって台湾国内で裕隆、福特などの自動車企業の独占された局面が直ちに打破されるようになった。しかし、台湾政府は依然として日本車の輸入を禁止し、しかも輸入車に高い関税を徴収していた。

台湾政府が安易に輸入代替産業を解除した要因については、輸入代替産業は公営企業や党営事業が独占・寡占していたからであった。彼らは既定され

た政策に反抗することができなかった。他方、民間の川下業者も政府が彼らの保護を減少することを希望した。

石油化学業界では公営企業（中国石油公司）や党営企業の再投資企業が多く、彼らの利益は常に民間企業の利益とは逆行する。公営の中国鋼鉄公司が設立されてからは鋼材輸入の「輸入同意権」を持つようになり、この企業の同意がないと、輸入業者は鋼材の輸入認可を得ることができない。この輸入同意権は1987年に取り消された。

事実上、最も重要な輸入制限措置は1985～1987年の間に、つまり、蔣經國政権末期に輸入制限措置が次々と取り消されたが、自動車と石油の2つの重要な製品の輸入制限が続いていた。前者は西欧や北米からの輸入車に限られ、後者は中国石油公司の輸入に限られた。日本の植民地時代から実施されていた煙草と酒の専売制度は、1987年からアメリカ製煙草、洋酒の輸入を開放し、保護の障壁が崩れはじめた。この段階で完成されていない自由化の項目は、その後の民主化政治では既定の制限を打破することが難しいと証明された。自動車と煙草・洋酒が全面的に輸入を開放したのが、GATT加盟の交渉の圧力によって協議が完成されたが、実施に移されていない。石油の輸入開放は計画されたが、現在になっても実現されていない。

輸入自由化の最も難しい部分は権威主義体制の末期に実現されたために、残り部分の始末作業は民主化体制下でも持続的に行うことができ、残りの作業は主に関税の引き下げである。1988年以降、関税の引き下げは民主化体制下でよく見られる特徴であり、それは利益団体の力によって得られた保護水準を決めることである。

Baldwin (1993)によると、利益団体が政治上の行動力、市場構造および保護によって創造された経済的租税の大小と関係を持っていた。市場集中度が高いほど（企業数が少ないほど）、保護によって創出できる経済的租税が大きく、利益団体による政治的遊説の意欲が高く、行動力も強い。言い換えれば、市場が独占や寡占の構造に近いほど、政治的行動力が大きい。アメリカの自動車産業や煙草産業は典型的な例である。

Chen and Hou (1996) は1981年と1986年の台湾の保護構造を研究し、市場集中度と政府による製品の輸入管理はプラスの相関関係があると指摘した。

輸入管理の形態は「公営事業の輸入に限る」、「輸入地域に限る」と「審査の規定」の3種類が主である。しかし、市場集中度と関税保護との間には顕著なプラスの相関関係が無い。そのために、1981年と1986年に台湾の貿易保護構造は依然として「国家の利益」形態を反映する特徴をもっていた。つまり、官僚による貿易を管理し、政治家や利益団体による妨害を受けない特徴をもっていた。「公営事業の輸入に限り」の目的は、民間企業の営利を図るものではない。そして、「輸入地域の制限」（主に自動車と家電製品に適用）と「審査の規定」は、政府による幼稚産業を育成するための政策とのセットであり、民間企業がコネを通じて得られた政策的な特典ではない。政府は「貿易管理」の手段で、関税による幼稚産業への保護でなく、自ら自由な裁量権（discretion）の保留を意図したものである。

1985～1987年に管理手段が次第に解除され、残りの貿易保護の道具は関税を主としていた。しかも、1986年以降の関税の調整は十分に「利益団体」を反映する形態の特徴がある。表5は一部分の工業製品関税率の引き下げであり、これらの製品はかつての輸入代替の主な目標であった。1984年以降の自由化の波によって大きな衝撃を受け、異なった運命を辿った。

家電産業を例として見ると、1960年代以降、テレビは育成された幼稚産業で国内販売を始とするが、1970年代に輸出で大きな業績をあげ、産業の基礎を築いた。しかし、1980年代半ば以降、国内賃金の上昇によって、テレビの輸出が衰退し、外資企業は輸出を主として、国内企業は国内市場を主としていた。1985年台湾のカラーテレビの生産量は233万2820台であり、そのうちの172万9275台は輸出していた。輸出のうち日系の欧麗旺（オリオン電機）と華僑資本の艾德蒙は4分の3を占めていた。台湾大手企業の聲寶、大同、新力、東元の輸出量には限りがあり（工業技術研究院、1986年）、貿易保護障壁によって国内市場を固く守っていた。

1986年にカラーテレビの輸入管理が取り消された後、関税率も年ごとに引き下げ、関税率は1985年に45%であるが、1997年に15%に引き下げられた。ビデオデッキの関税率は同期間に45%から22.5%に引き下げ、減少幅は大きい。同時期の他の製品と比べると小さいほうである。特に、最終製品の関税率の引き下げと同時に、テレビ部品の関税率の引き下げ幅がもっと大きく、

表5 工業製品における関税率の引き下げ

単位：%

製品の名称	関税率	
	1985年	1997年
家電類		
カラーテレビ	45.0	15.0
ビデオデッキ	45.0	22.5
テレビ用ブラウン管	20.0	1.0
集積回路	7.5	2.5
紡績類		
人造繊維用の原料		
(PTA, CPL, AN)	20.0-25.0	1.0
人造繊維	35.0	1.25-3.0
人造繊維織り布の原料	40.0	5.0
既製服	60.0	12.5
鉄鋼類		
鋼鉄板	30.0	7.0
鋼材	10.0	0
自動車類		
乗用車 (3000cc 以下)	65.0	30.0
乗用車 (3000cc 以上)	65.0	42.0

(注) PTA は純テレフタル酸, CPL はカプロラクタム, AN はアクリロニトリルの略である。

(出所) 『中華民國海關進口税則』

現地調達率（国産率）の制限が取り消され、組立て産業への衝撃を減少させた。カラーテレビの関連部品であるブラウン管の場合、その関税率は1985～1997年の間に20%から1%に引き下げた。そのほかに、重要部品である集積回路（IC）の関税率も7.5%から2.5%に引き下げた。1997年の全体の関税構造から言えば、カラーテレビの関税率は依然として高い部類に位置していた。

家電産業に比べて、1950年代も輸入代替産業の紡績業の運命は“いばらの道”を歩むことになった。紡績業の高関税は1980年代の半ばまで維持されたが、それ以降の関税率は驚くように急速に引き下げられるようになった。このことは紡績業が既に輸出を主とする産業になったことによるが、紡績業の企業数が多く、中小企業が多く存在していた。そのことは家電産業が大型企

業を主とする寡占構造とは明らかに違っていた。

表5は1985年の紡績業の関税構造を示している。衣服の関税率は60%、布は40%、人造繊維は35%、人造繊維を製造する石油化学原料の関税率は20~25%の間である。これらの関税率は1997年の時点には低い水準まで引き下げられるようになった。織り布原料の関税率は15%（布製品の関税率は10%）に、人造繊維は1.25~3%に、関連の石油化学原料は1%に引き下げた。既製服の関税率のみが比較的によく維持して12.5%であり、このような保護水準はアメリカのそれよりも低い。

原料の関税率の大幅な引き下げは、一方では川下段階の紡績既製服業の生存機会を保ち、他方では輸出時の関税払い戻しの必要性を減少させ、関税払い戻し制度が次第に廃止されることになる。事実上、既製服業が賃金上昇の後に大量に海外へ移転した。国内の衣服業界は香港、パキスタン、東南アジアなどの輸入製品の挑戦を受け、保護によって辛うじて生き残ることができた。しかし、既製服業は政治力によってより大きな保護を得ることができない。かつて、紡績業者はパキスタンから輸入した綿糸をダンピングとして訴えたが、貿易調査委員会は認めなかった。近年、いくつかの大型衣服工場の倒産によって、従業員が生計が困難になり、群衆は抗議を行ったが、政府からは重視されていない。

鉄鋼業について、中国鋼鉄公司是1987年7月に輸入同意権が取り消された以降、鋼材の関税率が絶えず引き下げられ、保護水準が益々低くなった。1983年から台湾政府は長年凍結した鉄鋼工場の新規同意権の発行を解除し、民間業者が鉄鋼市場の競争に参入した。民間業者は電気炉による鉄鋼を生産するか、または国外から粗鋼を購入し、圧延加工を行った。しかし現在になっても、中国鋼鉄公司の高炉による銑鋼一貫の生産方式に、直接的に挑戦する民間業者が出現していない。台湾政府は鋼材の関税率を引き下げると同時に、粗鋼の関税率も大幅に引き下げた。それは1985年の10%から1997年のゼロ関税に調整し、民間業者によるビジネス空間の創出を期待した。台湾の政治の民主化過程において、民間企業の勃興と公営企業の衰退は最も顕著な特徴であり、次の節で詳しく述べることにする。

幼稚産業の育成のなかで、歴史的に最も長く、保護水準が高く保っていた

のが自動車産業である。1961年に台湾政府が「国産自動車産業発展弁法」を公布し、企業設置の制限および輸入制限方式を決め、国内の自動車を育成していた。その後、1968年に政府は部分的に小型自動車の輸入を発表したが、中央信託局の輸入数量制限によって規制された。

1971年に自動車の輸入を全面的に開放すると発表した。依然として中央信託局による統一的に輸入し、販売価格を決めていた。1974年に政府は貿易収支の赤字を理由に、小型車の輸入を一時的に中止した。1977年に自動車の輸入を再開したが、欧米地域からの輸入に制限された。1977年から自動車の主な保護ネットは「北米および西欧地域の輸入に限られる」のであり、変化がなかった。自動車の関税率は1975年の75%から1980年の65%に引き下げ、その後に1997年の42%（3000cc以上の乗用車）および30%（3000cc以下の乗用車）に引き下げた。しかも、関税率の引き下げと同時に現地調達率（国産率）の制限を緩めた。

1985年に台湾政府は国内自動車の企業数の制限措置を取り消した。そのため、民族系大型企業は外国の自動車企業と資本・技術提携し、この最も保護された市場に進出するようになった。数年の間に台湾の自動車企業は5社から12社に急増した。1980～1985年に65%の高関税率を維持したが、1985年から関税率を引き下げるようになった。自動車産業は自由化の荒波の中で持続的にその特有の地位を保っていた。アメリカ資本のフォード自動車は台湾市場での既得利益者である。フォード自動車は台湾の約5分の1の市場シェアを占め、輸入制限措置によって、アメリカ車は日本車との競争から避けられたため、アメリカは台湾の自動車の高関税に特別に圧力を加えなかった。

台湾のGATT・WTO加盟の二国間交渉中に、アメリカが関与を示しているのは自動車の物品税の問題であり、3000cc以上の乗用車の高い物品税および台湾製のエンジンを採用すると3%の物品税の減免優遇問題である。台湾政府はEUと二国間交渉時に、WTO加盟以降の10年以内に小型車の関税を17.5%に減少することを承諾し、そのためにフォード自動車は正式に台湾政府に抗議し、台湾での投資計画案を取り消すと発表した（『経済日報』1998年5月18日付）。

外部の圧力が減った時に、台湾政府は自動車産業の自由化を緩めることが

できるが、国内企業の市場参入の圧力を防ぐことができない。台湾の市場は正常な競争状態下では、多くの自動車企業を収容することができないことを知っていたが、民間の自動車企業の設置を次々と認めていた。

V. ライセンス市場の開放

台湾の政治の民主化以降、ライセンス市場の開放は最も顕著な市場自由化の措置である。これらの市場はサービス業の範疇に属するが、明らかな国際貿易の現象である。台湾の民主化時期は、アメリカがサービス業の貿易自由化推進の時期と同じ時期であった。そのために、「内圧」と「外圧」の二重圧力の下で、台湾のサービス業は急速なテンポで開放するようになった。外資に開放するだけでなく、国内の民間企業にも開放し、“百家争鳴”の局面が形成された。1986年以降、台湾政府は20年近く凍結した銀行業、保険業および証券仲買業の営業ライセンスを次々と開放した。権威主義時代に債券企業3社の経営、証券売買時の融資企業1社の独占的な局面を打破した。民間企業に2社目の国際線航空会社（エバーエア）の設立を認め、公営の中華航空公司（チャイナエアライン）と競争させた。国内線航空会社を開放し、旅客機1機でも市場の自由競争に参入できる局面が形成された。そのうち、銀行業、保険業および証券仲買業の開放は、明らかにアメリカの圧力によって扉を開かせたのである。この3つのライセンス市場の開放順序は、まず、外資の参入に開放し、その後国内企業の参入に開放する。債券取引時の融資および航空市場の開放は国内からの圧力を主とし、外来の圧力はそれほど大きくない。

開放の過程に、民主化の経験が未熟である台湾政府は、高い垣根を設けて民間業者の参入を制限し、市場に参入する企業数を減らして、申請者を篩いにかけて難題から避けられた。このことは民主化の政治体系下における「ゲームのルール」が構築されていなく、権威主義という後ろ盾を失った官僚は、勢力を持つ政治の新参入者に機嫌を損ねることを恐れていた。銀行の新設を開放した場合、新しい銀行の自社資本は100億台湾元が必要であると高い垣根を決めたが、政府はこの垣根をパスした15の民間銀行の申請案を全数認

可した。保険業、証券仲買業の開放過程においても類似したやり方を採用し、それによって台湾の証券仲買企業数は上場した企業数を超えたこともあった。

政府の政策決定者は、市場の力によって最も公平的に篩いかけられ、合併と淘汰を通じて合理的な企業数が自ら現れると考えていた。この行為は、権威主義体制の下にライセンス市場の開放時に、台湾政府は「慎重の極み」のやり方とは完全に異なっていた。1980年初期に債券企業の新設を開放した時に、国内の債券企業が合理的な競争を保つのは3社だけが収容できると政府は考えていた。3社を超えた場合、悪性競争が発生し、「ゴミのように価値のない債券」(garbage bonds)が市場に充満して、市場の混乱を招くと判断した。

権威主義から民主化への移行によって政府の官僚の賢明できっぱりと決めるやり方が失われ、利益団体によって左右されるようになった。喜んで受け入れられる策定がなくて選択が必要な場合、政府は常に選択の難しさを呈示し、決定の遅れが再三に現れた(この時、メディアは利益配分の不満があると断言した)。民主化下の市場自由化の厳しい過程を最も反映したのは、電信市場の開放である。以下はそれを詳しく検討する。

台湾の電信市場の開放は、アメリカの電信市場の開放モデルに深く影響された。その開放は消費者の末端設備から始まり、次第にネットシステムに及ぼした。1987年8月、台湾政府は消費者に自らが電話機を購入できるように開放し、同年11月に消費者にモデムの設置を開放した。1988年5月に消費者に電報機の設置を開放し、1989年7月に消費者に携帯電話機の購入を開放して、1990年2月に消費者にポケベルの購入を開放した。1989年6月からインターネットを開放した。その時は先に、国内ネットマーケット(インターネットで売買ができる value-added network)を民間企業の経営に開放し、同年10月に国際ネットマーケット(Amazon や e-bay などインターネットで外国との売買ができる value-added network)の経営を開放した。初期のインターネットの業者は証券取引市場の情報の提供を主としたが、需要に限りがあり、市場を大きくすることが難しかった。インターネットの発展によってネットマーケットが拡大し、1992年6月に政府は電子掲示板、電子情報輸送業務などを民間企業に開放した(電信局『電信白皮書』1995年、329-330ペー

ジ)。

しかし、これらの業務は基本的には電信局の既存のネットにマーケット(ネット上の売買)を提供し、電信局の機能と補完させたもので、電信局の通信業務に競争が形成されていない。この期間中にアメリカは二国間交渉で台湾の電信市場への開放に関心を抱いた。しかし、一方では台湾の新興の電信市場(携帯電話)が未成熟で、他方ではウルグアイラウンドの交渉では電信市場への開放方式で協議が達成されていなく、アメリカ側からの圧力は大きくなかった。1994年8月に政府はCT-2(現地名「二哥大」)^(訳注1)の市場を民間経営に開放し、電信市場の全面開放の試金石にした。しかし、CT-2は技術の進歩に乗り遅れ、CT-2の開放は電信市場の競争に大きな衝撃には至らなかった。

アメリカ政府が台湾の電信市場の開放に、大きく圧力を加えたのは1994年以降である。この時にウルグアイラウンドは電信市場の開放に基本的なコンセンサスが形成され、台湾の携帯電話の番号に供給が間に合わない現象に直面し、市場は高度成長期に入ったことを示していた。事実上、携帯電話の番号不足の一部分は民主化の後遺症によるもので、新興政治勢力の出現によって、電信局は携帯電話のシステム設備の購入に次々と曲折が発生し、購入の遅れになった。過去の権威主義体制時代に、GTE、シーメンス、AT&Tの3社が台湾の交換機システムを独占したが、同じことが携帯電話のシステム設備の購入でも再演することは認められない。携帯電話の需要が急速に成長し、電信局の番号供給の不足は潜在的に高い利益の存在を示したものである。国内外の業者はこの新興市場に垂涎することになった。国内外企業の利益の結合で、国内政治団体およびアメリカ貿易交渉代表の圧力を通して、遂に電信市場は未曾有の開放時代を迎えるようになった。

重要な転換は1995年に発生した。連戦内閣は「アジア太平洋オペレーションセンター」の構想を提起し、サービス業の自由化を推進して、台湾が「アジア太平洋電信センター」の目標を構築するように提起した。行政院は「電信三法」を提出し、それは電信局を純粋な監督機構に改組して、電信局の営業部門を独立した公営の「中華電信股份(株式)有限公司」に改組した。「電信法」を修正して民間業者が電信業務に参入するように開放したことである。

電信三法の立法過程において、電信局の従業員からは強く抗議を受け、立法過程は順調ではなかった。しかし、国内外の利益団体との結合およびアメリカ政府の関与によって、従業員の頑固な抵抗に勝ち、1996年に立法が完成し、台湾の電信市場の新しい時代を開いた。

電信三法が通過したあと、電信局は携帯電話、モデム通信および中継式無線電（現地名「特哥大」^(訳注2))の開放日程を公布し、3つの業務は激しい競争を招いた。周波数チャンネルの制限のため、政府は銀行、保険、証券仲買業のライセンス開放形態のように「すべてを認可する」のやり方ができず、選択が必要になる。台湾の国土は小さいが、政府は依然として意図的に市場を区分けし、地域別、周波数別ライセンスに分けて認可企業数を増やした。この3つの業務のうち、携帯電話の競争が最も激しく、交通部（交通省に相等）の審査期間には多くの立法委員（国会議員）からの圧力を受けた。1997年1月13日に交通部は審査の結果を公布し、8枚のライセンスを発行した。そのうち、立法委員からの関与を示した5つの民間業者は全員落選した（『工商時報』1997年1月16日付）。

ライセンスが認可された8つの民間業者は台湾国内では名の知られた企業集団である（表6を参照）。最も興味深いのはこの8社のうち、東栄国際電信は香港の第一太平洋公司との提携、東訊電信はドイツ電信、住友との提携以外は、残りはアメリカの電信企業との提携関係を持つ企業である。一方、アメリカの利益は台湾では面倒が見られたことで、他方、台湾の民主化段階でこの時期、個々の立法委員の力は、依然として「党の命令」には敵わないことである。前に述べた携帯電話のライセンスに関心を抱いた立法委員の多数は当時与党の国民党籍である。ライセンスを得た8社の業者のうち、全区域のライセンスを得た太平洋通用電訊および遠傳電信の業務発展は順調である。DCS (1800兆 Hz) 北区のライセンスを得た和信電信は良い業績を上げ、1998年の不況時期に東栄国際電訊を買収し、区域合併を達成して、全区域のライセンスを掌握したことに相等する。

携帯電話が開放されたあと、市場の競争は直ちに白熱化することになり、中華電信公司是圧力を受けて価格を度々引き下げて応戦するようになった。この時、中華電信公司是依然としては国内の固定電話を独占していた。民間

表6 携帯電話のライセンス獲得業者 (1997年)

携帯電話別	区域別	企業名	主な株主	外資提携先
DCS (1800兆 Hz)	全区域	太平洋通電	太平洋電線 長栄運輸 宏基	米・GE
	全区域	遠傳電信	遠東紡織 中華開發	米・AT&T
	北 区	和信電信	台湾水泥 中国合成ゴム 東元電機	米・SPRINT
	中 区	東栄国際電訊	東雲 建台セメント 中華開發	香港第一太平
	南 区	東栄国際電訊	同上	同上
GSM (900兆 Hz)	北 区	遠傳電訊	遠東紡織 中華開發	米・AT&T
	中 区	東信電訊	東元電機 東訊 中鋼	ドイツ電信 日・住友
	南 区	泛亞電信	亞太投資 (台湾プ ラスチック) 国産實業	米・Southwest Bell

(出所)『経済日報』1997年1月14日付。

業者の携帯電話業者はサービスを提供する時に中華電信会社の市内線路を使う場合、接続費を支払う必要があった。接続費の多少によって民営業者の利潤は大きく影響されることになった。最初、中華電信会社は民間業者から1分間当たり0.6米ドルの接続費を徴収し、民間業者は電信局に反映したが役に立たなかった。それは電信局から分家した中華電信会社の主管は、常に電信局の昔の長官の場合が多く、「後輩」が「先輩」を管理するのが難しい。民間業者はパートナーを通じて、アメリカ貿易代表署から台湾政府に圧力を加えた。遂に、台湾政府はWTOの2国間交渉の協議書で1998年10月1日から中華電信会社の接続費を1分間0.35米ドルに調整した。後に持続的に減少し、2001年に主要工業国の接続費の水準(現在は1分間0.2米ドル)を超えないことを承諾した(『聯合報』1998年2月22日付)。

接続費以外に、アメリカ政府は電信法の中で外資の参入および台湾で電信事業の持ち株比率の上限に関心を寄せていた。1996年に通過した電信法では外資の持ち株比率の上限は20%であり、アメリカは2国間交渉で外資の持ち株比率を引き上げるように度々要求していた。1998年の台湾とアメリカのWTO加盟のための二国間交渉の中で、台湾政府は電信サービス業の外資持ち株比率の上限を60%に引き上げるように承諾した（『聯合報』1998年2月22日付）。

携帯電話の市場利益は大きく、ライセンスの申請過程は順調で、アメリカ資本の地位は十分に重要な役割を果たした。中継式無線電（特哥大）の開放はこのように順調でなかった。中継式無線電の使用者は主に長距離輸送や保安業者であり、小企業が多く、ライセンスを申請した業者は100社を超えていた。交通部（交通省）は携帯電話の前例に沿って、区域に分けて20枚のライセンスを発行した。しかし、政商の勢力が複雑で、立法委員（国会議員）による関係者への要求によって官僚に難題を押し付けた。直ぐには決められず、1998年4月末に交通部はライセンスの獲得者を発表する予定が延期になり、最終的には5月下旬に発表するようになった。中継式無線電のライセンスの獲得企業はアメリカのMotorola社から2社の企業にシステム設備を提供するほかに、残りはNokia, Taitおよび国産設備が獲得した局面になった（『工商時報』1998年5月21日付）。アメリカ企業はこの市場では決定的な利益がなく、小企業の競争局面が出るようになった。交通部は100社以上の申請業者からバランスを取ることが難しいことがわかる。

携帯電話の開放は民間企業に大量な投資をもたらし、1997年と1998年のGNPに占める民間固定投資の比率は、1980年以来の高い数値を記録した。携帯電話の投資ブームの後、第2波の電信自由化の波は続けて上演するようになった。第2波の開放の主役は固定通信ネットの開放で、市内通信ネット、長距離通信ネット、国際通信ネットが含まれた。言い換えれば、第2波の開放後、「中華電信公司」と同じクラスの競争者が出てくるようになった。第2波の開放と同時に、中華電信公司は公営企業から民間企業に移行し、民間業者と同じ舞台での競争を迎える局面になった。固定通信ネットの開放は1999年1月に公布、2000年2月にライセンス獲得者の名簿リストが発表された

(『経済日報』1998年5月20日付)。

これは台湾政府が「電信三法」の立法の時の予定日程よりも早い。この自由化の“果実”が美味しいため、国際通信システムの大企業のうち、特にアメリカ企業は台湾の企業と資本提携して市場参入のチャンスを再び考えていた。公営事業の台湾鉄路公司、中国石油公司、台湾電力公司是現在、一部分の固定ネットを持っていて、民間企業の力と結合してライセンスを獲得し、市場の独占地位を失った後に、新たな事業領域の開拓を試みている。

おわりに

1980年代以降、台湾の貿易自由化は3つの力によって推進されてきた。第1に、1980年以前に実施された「輸出拡大と輸入代替」の複線的開発戦略は終焉段階を迎えるようになった。この戦略によって巨額な外貨の累積をもたらし、貨幣供給の圧力になり、経済システムの不安定化になった。そのために、台湾政府は輸入を開放し、圧力の解除を希望した。第2に、アメリカは二国間交渉を通じて、市場開放を要求した。第3に、台湾の政治の民主化以降、独占および特権を打破することが要求された。大まかに言えば、1980～1986年の間に政府は自発的に自由化を推進する意欲があった。

1986年以降、アメリカは台米の貿易収支の赤字拡大により、台湾に対する圧力が増え、貿易自由化が加速的に推進された。同時に、民主化以降の民間企業の利益とアメリカの圧力が結合して、自由化を更に大きくした。

台湾にとって好運なことは、貿易保護の期間には韓国のような独占的な民間企業がなかったことである。そのために、民主化以降では既得権益団体による自由化推進に反対する動きがなかった。それに、台湾政府は政策の組み合わせ、政策の推進順位を利用して、貿易自由化の抵抗力を低減させた。最も重要なことは、台湾の輸出拡張時期に育成されてきた国際社会での競争に慣れた企業は、貿易の自由化を支持する“忠実な支持部隊”である。台湾の貿易自由化の経験は、民主化政府が経済危機のない時に力を集め、平和的に改革を推進する過程でもある。

(注釈)

- 1) 「国貿局が同意文書を発行した場合、一部分の輸入申請案件は先に工業局に移して輸入数量と用途の適否を審査する。製品の見積書は工業局の審査印鑑を得てから輸入が認められる。工業局は製品の輸入数量を決め、同業組合の会員に輸入量を配分させた。一部分の製品は国内の企業から購入すると規定され、国内の企業から供給できない場合、輸入が認められた。一部分の製品は企業が輸入申請時に、国貿局は輸入価格および関係資料を電話で国内の製造企業に通知し、国内の企業が同じ条件で供給できない場合、国貿局は輸入を認める。一部分の製品は、規定によると優先的に国内の業者から購入するように指導される。交易協議が達成できない場合、同業組合の承認印を得てから輸入が認められる」(陳文郎・王文娟・杜巧霞, 1987年, 43ページ)。

(訳注)

- 1) CT-2とは現地の俗称「二哥大」で、無線電話の不足を克服するために、1980年にイギリスの幾つかの企業は、第二世代無線電話(CT-2)を開発した。1987年にイギリスの工業貿易省(DTI)は、864~868MHz周波数、MPT1334とBS6833ファイルをCT-2規格にした。1989年に電波のインタフェース規格(MTP1375)を制定し、イギリス、フランス、ドイツなど12カ国はCT-2/CAIのメモに署名した。日本ではCT-2規格は使用されていないが、PHSの類似品と理解したら良い。
- 2) 「特哥大」は中継式無線電話(Trunking Radio)の現地名(俗称)で、PMR(Private Mobile Radio)とも呼ばれている。1つの周波には約200の移動台を収容することができる。警察・消防、タクシーの指揮台、高速道路勤務者でよく使用される。

(参考文献)

1. 中国語

- 1) 工業技術研究院『我國重要機電產品之技術與市場研究系列』工業經濟研究中心報告, 1986年。
- 2) 陳文郎, 王文娟, 杜巧霞『我國進口自由化的原則及其對國內各產業之影響與產業之因應對策』中華經濟研究院報告, 1987年。
- 3) 陳添枝, 王文娟, 謝美華『日本及英國經濟自由化經驗之評估與我國經濟自由化歷程之相對比較』中華經濟研究院研究報告, 1989年。
- 4) 陳添枝, 劉孟俊「台灣貿易保護的形成因素」『經濟論文』第21卷第1期, 1989年, 1-30ページ。

2. 英語

- 1) Baldwin Robert and Baldwin, Richard, 1996, "Alternative Approaches to the Political Economy of Endogenous Trade Liberalization," *European Economic Review*, 40, pp.775-782.

- 2) Baldwin, Robert, Tain-Jy Chen and Douglas Nelson, 1995, *Political Economy of U.S.-Taiwan Trade*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- 3) Board of Foreign Trade (BOFT), ROC, *Accession of the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kimen and Matsu: Memorandum on Foreign Trade Regime*, October 29, 1992.
- 4) Chen, Tain-Jy and Chi-ming Hou, 1996, "The Political Economy of Trade Protection in the Republic of China on Taiwan," in Takatoshi Ito and Anne Krueger (eds.) *Trade and Protection*, Chicago: University of Chicago Press, pp.339-359.
- 5) Chen, Tain-Jy and Meng-Chun Liu, 1997, "Bilateral Negotiations and Multilateral Trade: The Case of Taiwan-U.S. Trade Talks," National Bureau of Economic Research Working Paper # 5324.
- 6) Chen, Tain-Jy and Ying-Hua Ku, 1998, "Second-stage Import Substitution: The Taiwan Experience," (memio).
- 7) Dewatripont, M. and G. Roland, 1992, "The Virtues of Gradualism and Legitimacy in the Transition to a Market Economy," *Economic Journal*, 102, pp.291-300.
- 8) Fernandez, R. and D. Rodrik, 1991, "Resistance to Reform: Status Quo Bias in the Presence of Individual-Specific Uncertainty," *American Economic Review*, 81(5), pp.1146-55.
- 9) Haggard Stephan, Jean-Dominique Lafay and Christian Morrisson, 1995, *Political Feasibility of Adjustment*, Paris: OECD.
- 10) Haggard, Stephan and Kaufman, Robert, 1994, *The Political Economy of Democratic Transitions*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
- 11) Krugman, Paul and Maurice Obsfeld, 1996, *International Economics*, New York: Addison-Wesley.
- 12) Li, Chien-Pin, 1994, "Trade Negotiation between the United States and Taiwan," *Asian Survey*, 34(8), pp.692-705.
- 13) Murphy, K.M., A. Schleifer and R.W. Vishny, 1992, "The Transition to a Market Economy: Pitfalls of Partial Reforms," *Quarterly Journal of Economics*, pp.889-906.
- 14) Przeworski, A. and F. Limongi, 1993, "Political Regimes and Economic Growth," *Journal of Economic Perspectives*, 7(Summer), pp.51-69.
- 15) Van Wijbergen, S., 1992, "Intertemporal Speculation, Shortages and the Political Economy of Price Reform," *Economics Journal*, 102, pp.1395-1406.

*陳 添枝(Chen, Tain-Jy), 1953年生まれ。アメリカ・Pennsylvania State University, University Park で博士号 (Ph.D, 1983年) 取得。University of Mississippi 助教授, Drexel University 助教授, 中華經濟研究院院長, 總統府經濟顧問を歴任。現在は台湾大学經濟系教授。主著は *Taiwan Firm in Southeast Asia: Networking Across Borders*, (編), Cheltenham(UK), Edward Elgar, 1998; *Beyond the Asian Crisis*, (共著), Cheltenham(UK), Edward Elgar, 2001; *Taiwan in the Global Economy*, (共著), Westport CT, Praeger, 2002; *The New Knowledge Economy of Taiwan*, (共編), Cheltenham(UK), Edward Elgar, 2004; 『台湾の産業政策』(共著), 劉進慶・朝元照雄編, 勁草書房, 2003年など。